

PTA規約

磯部小学校PTA

磯部小学校PTA規約

第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は、磯部小学校PTAと称し、事務局を磯部小学校内に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の協力により、児童の健全な心身の発達と福祉の増進をはかり、あわせて会員の教養と親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。
- 1 家庭と学校の連絡を密にして、児童の生活環境を良くし、併せて児童の訓育に協力する。
 - 2 父母と教職員の協力により、保健体育の向上に努め、児童の健康増進を図る。
 - 3 学校設備の改善充実について、会員の関心を深め、適正な支援をする。
 - 4 会員相互の教養を高め、教育に対する理解を深め、これを推進する。
 - 5 教職員の教育活動について、援助する。
 - 6 その他、教育振興上必要な事業を行う。

第2章 方針

- 第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体である。よって、本会及び役員は、本会の名をもって、営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。
- 第5条 本会は、教育振興を計るため、教育問題について討議し、意見を具申し、あるいは参考資料を提供するが、直接学校の管理や教育方針、または、教職員の人事には干渉しない。

第3章 会員

- 第6条 次に掲げる者は、本会の会員とする。
- 1 児童の父母、またはこれに代わる者。
 - 2 磯部小学校に在職する教職員。

第4章 会計

- 第7条 本会の経費は、会費及びその他の収入による一般会計と寄付金及びその他の収入による特別会計をもって充てる。
- 第8条 会費は、一世帯月額300円とし、二人目より一人につき、100円徴収する。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 役員

- 第10条 本会の役員及び任務は、次の通りとし、任期は1か年とする。再選は妨げない。但し、補欠で役員になった者は、残任期間とする。
- 1 会長 1名 会務を整理し、本会を代表する。
 - 2 副会長 4名 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 総務 5名以上 会の運営に関する庶務を行う。
 - 4 会計 2名 会計事務を処理し、総会において報告する。
 - 5 監査 2名 会計事務を監査し、総会にて報告する。
- 第11条 会長は、選考委員によって指名され、他の役員は、会長の意向を受け、選考委員によって選出される。選考委員の選出は、運営細則で定める。
- 第12条 11条の決定事項は、全会員による紙上信任投票により決定される。なお、決定は、有効投票数の過半数決定とする。
- 第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が指名する。

第6章 会議

- 第14条 会議は、総会、全体委員会、実行委員会、役員会、常任委員会とする。
- 第15条 総会は、毎年始めに開き、次の事項を行う。但し、会長が必要と認めたととき及び会員の5分の1の要求があれば、臨時に開くことができる。
1. 規約の改正
 2. 役員を紹介
 3. 予算の決定・決算の承認
 4. 事業の計画及び決定
 5. その他 必要な事項
- 第16条 全体委員会は、総会に次ぐ決議機関で、全委員をもって組織し、会長が招集する。
- 第17条 実行委員会は、次の者をもって構成する。
1. 第10条に定める役員
 2. 学校長及び教頭
 3. 正・副常任委員長
 4. 特に会長より指名された者
- 第18条 実行委員会は、次の事柄を行う。
1. 議案の作成
 2. 事業計画の作成と執行
 3. 選考委員の選出
- 第19条 役員会は、次の事柄を行う。
1. 議案の作成
 2. 事業計画の作成と執行
- 第20条 常任委員会は、各学級・地区から選出された委員をもって構成し、次の委員会を設ける。尚、委員の任期は、1か年とし、選出数は運営細則で定める。
- 1 学級委員会……………学級児童の福祉増進に努め、各学級間の連絡調整にあたりとともに、会員相互の研修に努める。
 - 2 文化厚生委員会……………広報いそべ・フレンズを発行し、委員会の活動状況や会員の声、学校の状況等を知らせるとともに、会員親睦と融和を図る。
 - 3 地区委員会……………児童の地域における生活指導、会員相互の連絡協議にあたりとともに、子ども会の育成に協力する。
- 第21条 常任委員会の外、必要に応じ会長が指名し、実行委員会の承認を得た委員をもって特別委員会を設けることができる。但し、目的達成後は、速やかに解散する。
- 第22条 常任委員会は、役員会の選出により会長が、委員長（1名）を指名し、委員長の指名もしくは委員の互選により副委員長（2名）を選出する。
- 第23条 常任委員会（特別委員会を含む）の事業計画は、実行委員会に諮らねばならない。
- 第24条 本会議は、3分の1を定足数とし、決定は過半数決定とする。

第7章 付則

- 第25条 本会の任務遂行に必要な規定は、細則にこれを定める。尚、細則の制定・改廃は、実行委員会の承認を必要とする。
- 第26条 本会の規約の制定・改廃は、総会において出席者の3分の1以上の支持を得なければならない。
- 第27条 本規約は、昭和25年 4月 1日より実施する。
- 昭和48年 4月 1日一部改正
 - 昭和53年 4月 1日一部改正
 - 平成 3年12月19日一部改正
 - 平成 7年 4月15日一部改正
 - 平成10年 4月18日一部改正
 - 平成14年 4月20日一部改正
 - 平成15年 4月19日一部改正
 - 平成21年 4月25日一部改正
 - 平成24年 4月21日一部改正
 - 平成26年 4月26日一部改正

磯部小学校PTA

運営細則

第 1条 7条の特別会計の運用は、実行委員会で企画運用し、総会において報告しなければならない。

第 2条 10条の2. の副会長4名のうち2名は女性を選出する。どちらか1名は女性代表とし坂井市PTA連合会 母親委員会も担当とする。

第 3条 10条の3. 4. の総務会計の内、それぞれ1名は学校職員より選出する。

第 4条 11条の役員選考委員の人数は、8名とし、規約20条（1. 2. ）の委員会から各1名と、規約20条（3. ）の委員会は各ブロックより1名とする。

[四ツ屋・南横地1区・南横地3区・九頭竜大橋]

[北横地1区・北横地3区・羽崎・南横地2区]

[上安田・下安田・北横地2区]

[高柳・磯部新保1区・磯部新保2区・北横地4区・宇随・安田新]

[九頭竜1区・九頭竜2区・磯部福庄]

[熊堂・四郎丸・今市・反保・磯部島1区・磯部島2区]

の各ブロックより1名ずつ。

(八丁は1家族のみで、負担が大きいため免除します)

第 5条 20条（3. ）の常任委員の選出基準を次の通りとする。

地区より選出される委員

四ツ屋……………1名	下安田……………1名	今市……………1名
北横地1区………1名	安田新……………1名	反保……………1名
北横地2区………1名	磯部福庄………1名	磯部島……………1名
北横地3区………1名	羽崎……………1名	九頭竜1区………1名
北横地4区………1名	熊堂……………1名	九頭竜2区………1名
高柳……………1名	磯部新保………1名	九頭竜大橋………1名
南横地……………1名	宇随……………1名	八丁……………1名
上安田……………1名	四郎丸……………1名	

但し、選出された委員が委員会を欠席する場合は、選出された方が責任を持って交代者を選出する。

第 6条 本会は、主旨に則り、児童の福祉と会員の親睦を図るための慶弔の意を表す規定を内規として別に定める。

第 7条 本規則は、昭和56年 4月20日より実施する。

平成 3年12月19日一部改正

平成 7年 4月15日一部改正

平成 9年 4月19日一部改正

平成14年 4月20日一部改正

平成21年 4月25日一部改正

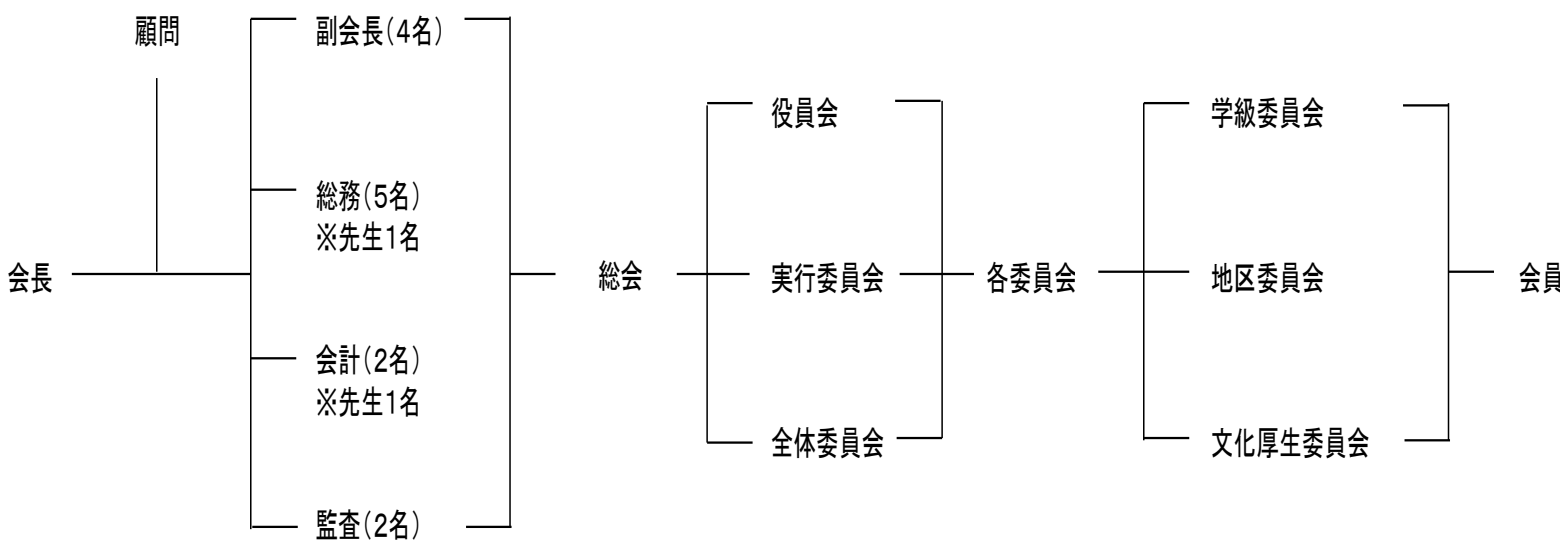
平成24年 4月21日一部改正

平成29年 4月22日一部改正

令和 2年 6月18日一部改正

PTA組織図(案)

磯部小学校PTA



委員会名	人数	具体的内容
学級委員会	約18名	ふれあい学級など学級の親睦及び家族の絆を深めることに係わること，運動会企画運営（準備・協力）
文化厚生委員会	約18名	PTA機関誌「広報いそべFRIENDS」発行，発行に係わるアンケート等，PTAリサイクル
地区委員会	約27名	資源回収（年二回），校区内危険箇所の点検等 PTA奉仕作業

※年度によって学級数等が変わるため，人数に若干の変更あり。

磯部小学校PTA

委員会詳細

学級委員会

① 委員長・副委員長・委員選出

- 委員長（1名）は、役員会の選出により会長が指名する。
- 副委員長（2名）は、委員長の指名もしくは委員の互選により選出する。役員会にて承認する。
- 委員は、各学級より1名、互選により紙上投票にて選出する。役員会にて承認する。
- 選出された方が諸事情により辞退する場合は、選出された方が責任を持って交代者を選出する。

② 活動内容

- 小学校行事である運動会の盛り上げイベント企画・運営。
- 新しい学びや体験に触れ合う事を目的とした、ふれあい学級の企画・運営。

文化厚生委員会

① 委員長・副委員長・委員選出

- 委員長（1名）は、役員会の選出により会長が指名する。
- 副委員長（2名）は、委員長の指名もしくは委員の互選により選出する。役員会にて承認する。
- 委員は、各学級より1名、互選により紙上投票にて選出する。役員会にて承認する。
- 選出された方が諸事情により辞退する場合は、選出された方が責任を持って交代者を選出する。

② 活動内容

- OPTA広報誌の発行。（シリーズ・特集・PTCA等、企画構成）
- OPTA壁新聞の掲示物管理。（企画・張替え等）

地区委員会

① 委員長・副委員長・委員・町子連役員選出

- 委員長・副委員長は、役員会より指名または第1回地区委員会開催時に互選により選出する。役員会にて承認する。
- 委員は、各子ども会単位（子ども会がない地区は地区）より選出する。
- 第1回地区委員会は、前年度の3月下旬に開催する。
- 地区委員は、丸岡町子ども会育成連絡協議会の構成員を兼ねる。
- 丸岡町子ども会育成連絡協議会への役員選出は、第1回地区委員会開催時に選出する。
- 委員会を欠席する場合は地区から選出された方が責任をもって同じ地区から交代者を選出する。

② 活動内容

- 資源回収、作業奉仕段取り。
- 子ども会活動の活性化。（子ども会壁新聞、地域行事への参加協力）

ご試聴ありがとうございました

令和3年12月